平成２２年（フ）第２８８号
高知市昭和町21番８号
債務者　野島　道子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９０号
高知市比島町３丁目12番20号
債務者　柳　　美香
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９３号
高知県土佐市高岡町甲1770番地11
債務者　福永　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９６号
高知市南御座８番40―401号
債務者　藤本　君代
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９７号
高知市南御座８番40―401号
債務者　藤本　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０２号
高知市神田1743番地
債務者　岡部久美子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０５号
高知県南国市大埇乙2978番地
債務者　浜田かおり
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１７号
高知市塩屋崎町１丁目12番20号
債務者　篠原　友子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県久留米市津福本町122番地２　花園ハイツＢ棟105号
債務者　日比生　恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６０号
福岡県久留米市青峰１丁目21―2931、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目２番18―303号
債務者　高木　義浩
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県田川郡福智町伊方4000番地27
債務者　松浦　兼三
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第７９号
福岡県田川郡福智町赤池1006番地61
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１９９号
熊本市上南部４丁目14番５号
債務者　野田　芳夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼4196番地５道山ハイツ105号
債務者　田島　順二
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５８号
大分市大字賀来2805番地の１
債務者　村田　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
大分県佐伯市弥生大字井崎1226番地１　磯貝ハイツＡ102号
債務者　保田　鮎美（旧姓瀧田）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
大分県日田市大字有田418番地
債務者　松本　大介
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３５号
大分県日田市中央２丁目３番27号
債務者　杉本　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大分地方裁判所日田支部